

件名 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件

○外務省告示第百六十一号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項及び第二項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和八年四月三十日から施行する。

令和八年四月二十七日

外務大臣 茂木 敏充

一 中華人民共和国大使館

対象外国公館等の所在地	東京都港区	元麻布三丁目四番三十三号
対象外国公館等の敷地	東京都港区	元麻布三丁目四番（次の図面に示す部分に限る。）
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	東京都港区	元麻布二丁目及び三丁目並びに南麻布五丁目二番から五番まで及び六番（次の図面に示す部分に限る。）並びに西麻布三丁目一番から十九番まで及び四丁目三番から六番まで並びに六本木六丁目十二番、十五番及び十六番
備考 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。		

<p>四 び 対象 外国 公館 等に 係る 対象 施設 周辺 地域 は、 変更 がない 従前の 例による。</p>	<p>三 げ この 区表 域下 欄に 掲げる 水面の 行政区 画その 他区域 に 変更 がない 従前の 例による。</p>	<p>は、 対象 施設 周辺 地域に 含まれる ものとする。</p>	<p>少くとも 一方が 当該 区域に 接する 道路の 区間 並びに これらの 道路の 区間に 接する 交差点</p>	<p>する 道路を いう。 以下 同様。 〽の 区間の うち 当該 区域に 含まれない 道路の 部分 及び 側端の</p>	<p>二 域に 含まれる 道路のみが この 表の 対象 外国 公館 等に 係る 対象 施設 周辺 地域の 項下 欄に掲げる 区</p>
---	---	------------------------------------	--	---	---